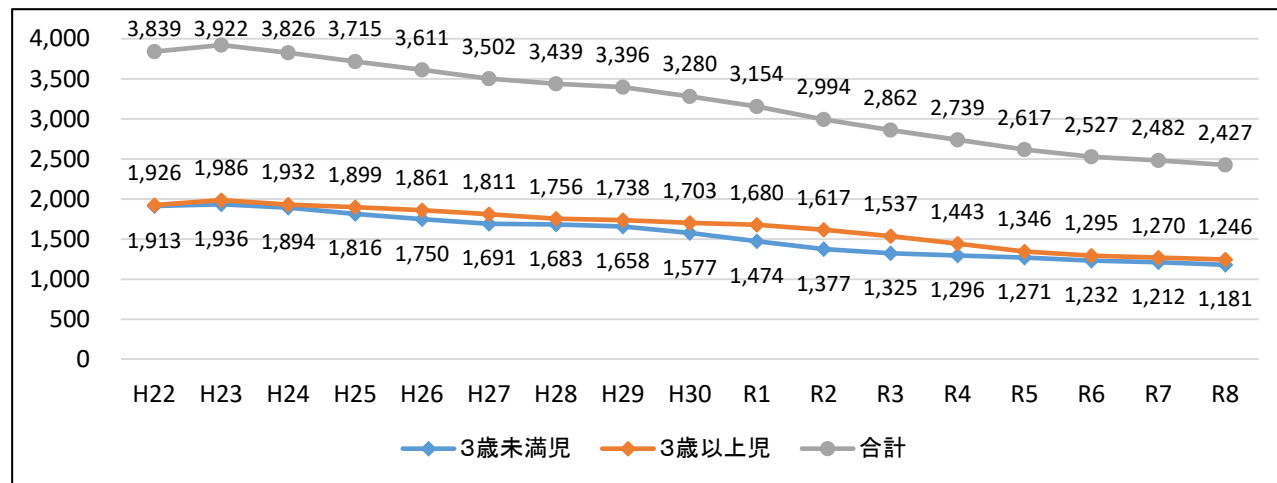


公立保育園の統廃合に関する今後の方針について

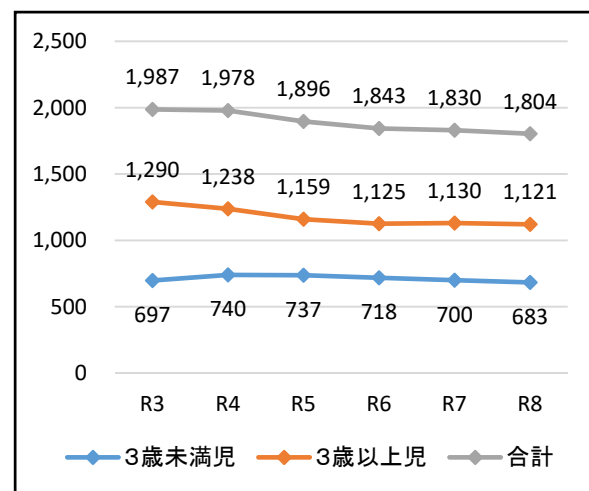
1 本市の現状と課題

- ※就学前児童数（0歳～5歳）の減少とともに**保育所等在園者数も減少**する見込みである。
- ※近年の保育所在園児数の推移から本市の**保育需要はすでにピークアウト**している。
- ※保育所等在園者数の減少とともに、**定員充足率が低下し競合発生**のおそれがある。
- ※公立園の運営費は私立園に比べて**市の財政負担が重い**。

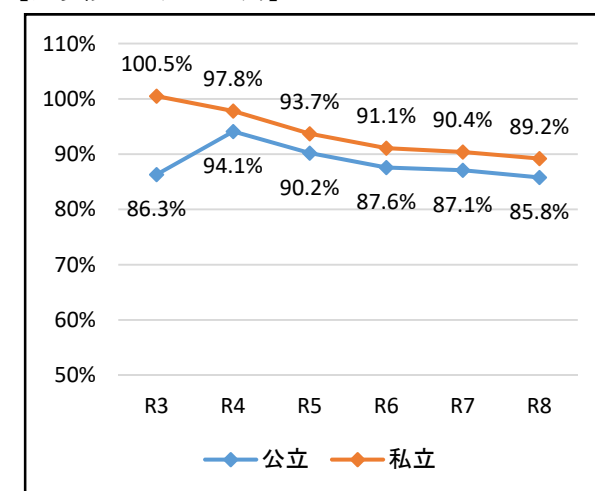
【就学前児童数の推移と予測】



【保育所等在園者数予測】



【定員充足率の予測】



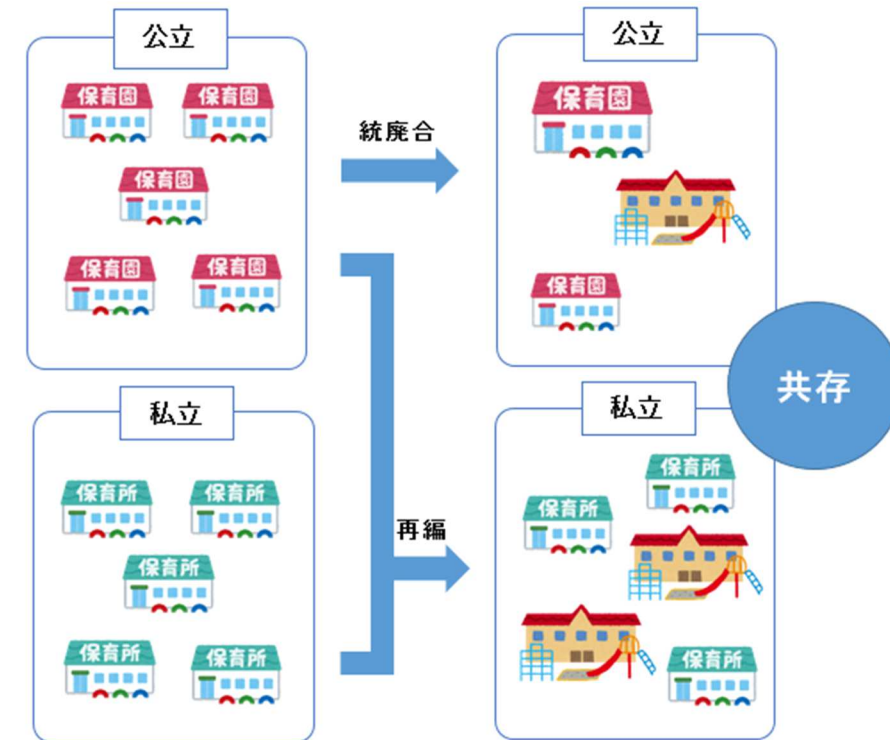
地域の子育てを担う保育施設が失われる可能性がある。

私立も含めて保育施設のあり方を考える必要がある。

2 新施設の設置方針

(1) 公私立施設の共存に向けた取り組み

- ※公立・私立施設がそれぞれの強みを活かして役割を分担することで競合を回避する。
- 例) 公立施設…特別な人員配置や設備、医療機関等との連携を要する医療的ケア児等の受け入れに対応
- 私立施設…休日保育等の柔軟な保育サービスの提供
- ※公立施設は保育需要を踏まえて定員数の調整を行う。
- ※公立保育園統廃合に合わせて私立施設との再編を行う。



(2) 保護者アンケートの結果を踏まえた新施設の検討

- ① 施設の設置場所等**
 - ・現在の保育園を選ぶ際に重視した理由は「自宅に近いから」が多い。(79%)
 - ・自宅から保育園までの送迎距離は「5km未満」が93.6%を占める。
 - ・送迎にはほとんどの方が自家用車を使用している。
⇒施設の移転先は同一エリア内とし、送迎に必要なスペースを十分に確保する。
- ② 適正な施設規模**
 - ・新たな施設について不安を感じる点は「規模が大きくなること」が多い。(41.7%)
⇒新たな施設の定員は市内で運営実績のある258名を上限とする。
施設の規模に関わらずクラス単位の園児数等に配慮し良質な保育環境を保つ。
- ③ 民営化**
 - ・民営化については「どちらでもよい」が54.2%と最多を占め、「反対」「どちらかという」と反対が27.8%、「賛成」「どちらかという」と賛成が18.0%という割合になっている。
⇒保護者説明会を通じて理解の促進を図るとともに、アンケートで得られた保護者の意見も参考に公募要件の設定及び事業者の選定を行う。

④ 統廃合後の施設のあり方

・新施設（幼保連携型認定こども園）に期待する点としては、「子ども目線・セキュリティを重視した施設および設備」「子どもの個性を大切にした保育の実施」「広い園庭・遊具の充実」という意見が多く、不安に感じる点については、「規模が大きくなること」「環境の変化による子どもへの影響」「保護者負担の増加（金銭面）」という意見が多い結果となった。
⇒施設の設計や運営の参考にするとともに、設置後も追跡調査を実施して保護者の意見が反映されるよう努める。

3 統廃合対象施設ごとの設置運営方式等

(1) 榊川保育園・近隣教育保育施設（松原エリア・令和9年度開設予定）

設置運営方式

榊川保育園（定員100名）は、私立施設との再編を行う場合でも、適正な規模を維持することが可能なことから、民設民営（民営化）を前提として統廃合を進める。

施設の設置場所

市営球場駐車場（旧営林署跡地）を移転先とする。

(2) 栗野保育園・榊林保育園（栗野エリア・令和10年度開設予定）

設置運営方式

栗野地区は、医療的ケア児の多くがかかりつけとなっている敦賀医療センターが立地しており、医療的ケア児の保育を行ううえで重要となる医療機関との連携等が図りやすい環境にあること、栗野保育園（定員100名）と榊林保育園（定員130名）は、統廃合後の利用定員が230名となり施設の適正規模を考慮すると私立施設との再編は困難であることから、栗野保育園・榊林保育園については、公設公営を前提として統廃合を進める。

施設の設置場所

榊林地係の民有地を移転候補地として計画を進める。

(3) つるが保育園・三島保育園（市街地エリア・令和12年度開設予定）

設置運営方式

つるが保育園（定員60名）・三島保育園（定員120名）は、私立施設との再編を行う場合でも、適正な規模を維持することが可能なことから、民設民営（民営化）を前提として統廃合を進める。

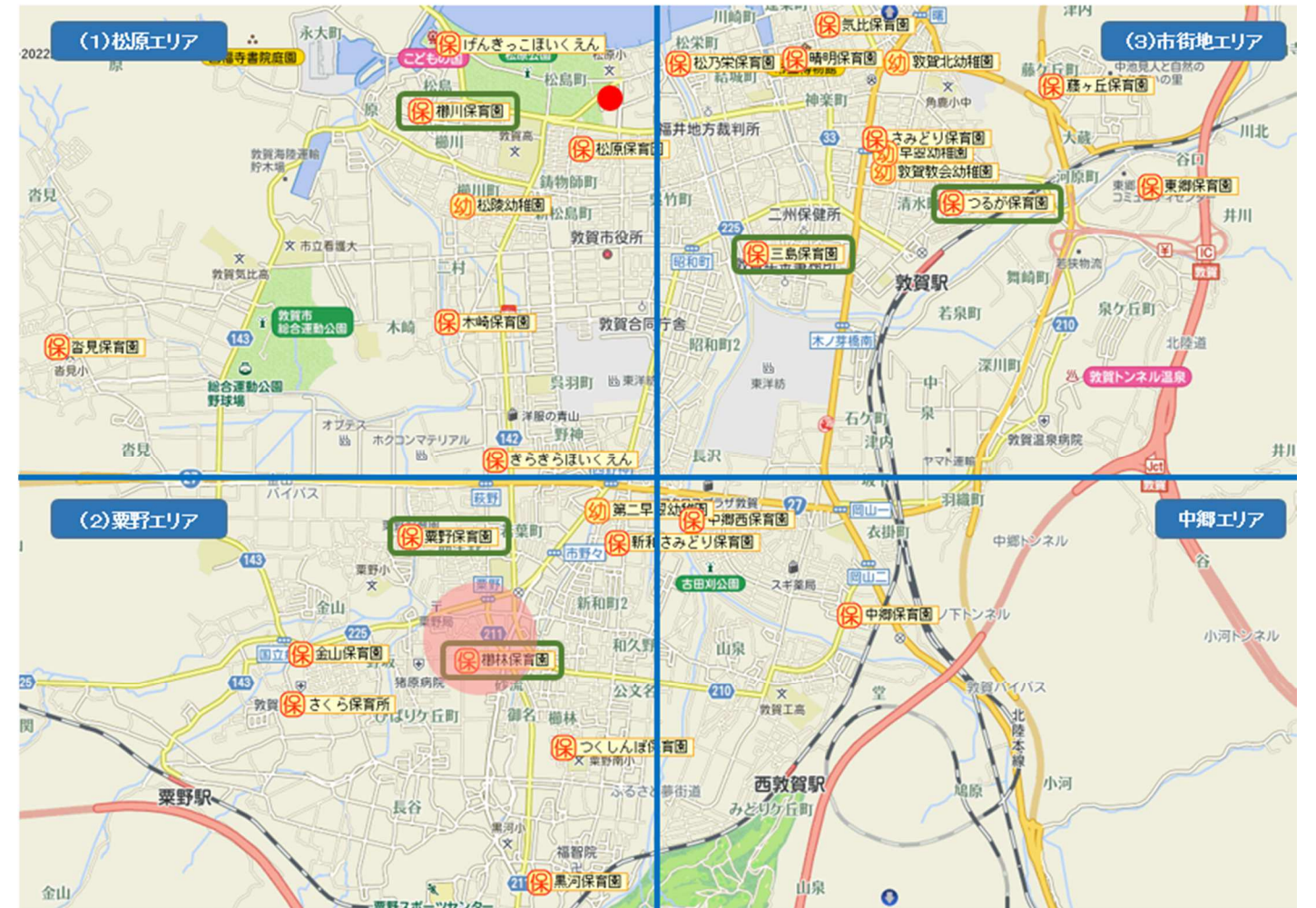
施設の設置場所

現時点では未定

移転先は、つるが保育園及び三島保育園の位置関係を考慮し検討を進める。

なお、用地については市有地の活用を優先し、適切な市有地が無い場合には、民有地の購入を検討する。

○保育所等の位置



○スケジュール（案）

(1) 松原エリア認定こども園整備事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
用地準備（所管部署間調整）	■							
運営者公募・契約		■						
周辺施設利用者用駐車場整備				■				
設計			■					
建設工事				■				
新施設運営					■			
旧施設解体						■		

(2) 栗野エリア認定こども園整備事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
用地取得	■							
基本設計		■						
実施設計			■					
用地造成工事			■					
建設工事				■				
新施設運営					■			
旧施設解体						■		

(3) 市街地エリア認定こども園整備事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
用地検討・取得		■						
運営者公募・契約					■			
設計						■		
建設工事							■	
新施設運営								■
旧施設解体								■